

教育支援部の事業について

田中 良広・徳永 亜希雄・横尾 俊・尾崎 祐三
(教育支援部)

要旨：教育支援部では、障害のある子どもの教育に携わる教職員や障害のある子どもを持つ保護者の方々を支援する業務に取り組んでいる。その業務内容は学校教育支援と教育相談支援の大きく2部門の業務を担当している。さらに、学校教育支援に関しては幼・小・中・高等学校担当、小・中学校等（通級・特別支援学級）担当、特別支援学校・教育センター等担当の3つのセクションに、同様に教育相談支援に関しては教育相談支援企画・日本人学校担当、教育相談情報提供システム担当、教育相談連携・支援担当の3つのセクションに分かれている。本稿では学校教育支援担当の業務内容とその具体的な取組の状況について述べるとともに、教育相談支援担当の業務の概要と本年度実施した国内相談実施機関の実態に関する調査の結果について報告する。

見出し語：教育支援部，学校教育支援，教育相談支援，国内教育相談機関

I. 学校教育支援担当の業務

1. はじめに

平成25年4月、教育支援部学校支援担当では業務内容の改編を行った。これにより幼・小・中・高等学校担当、小・中学校等（通級・特別支援学級）担当、特別支援学校・教育センター等担当の3セクションの体制で、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に向けた支援を行うとともに関係諸機関との連携を推進するための活動に取り組むこととなった。

2. 幼・小・中・高等学校担当の業務内容と具体的な取組の状況

幼・小・中・高等学校担当は、今年度新たに設けたセクションである。幼稚園及び高等学校段階における特別支援教育の充実についてはこれまでも提言が行われてきたところであり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターである国立特別支援教育総合研究所として、これらに対応するカウンターパートとして配置したものである。

幼・小・中・高等学校担当の役割については、全国公立幼稚園長会、全日本私立幼稚園連合会、全

国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会の各校園長会等との連携が重要な役割となってきた。既に平成24年度に開催した「国立特別支援教育総合研究所セミナー」においては、これらの関係機関のうち、複数の関係機関代表に登壇してもらい「共生社会の形成に向けた特別支援教育を考える」と題したシンポジウムを開催する等、連携の強化を図ってきたところである。

現在、これらの関係機関においては、特別支援教育の推進に関して高い関心が示され、その必要性が認識されてきている。各機関において独自に調査が行われ、把握された特別支援教育推進上の課題や実態に関する情報もあることから、今後はこれらの調査に関わる協力や情報の共有化を図り、連携・協力体制を一層強化することが必要となってきた。

また、特別支援学校のセンター的機能を十分に活用しつつ、域内の教育資源の組合せであるスクールクラスターを形成し、通常の学級をはじめ様々な場面に在籍する特別な教育的ニーズを抱える幼児児童生徒への指導・支援機能を拡充する等の支援を行っていきたい。さらに、今後はインクルーシブ教育システム構築に関わる支援機能を果たすことが求められており、これらを促進するために関係機関との連携

の強化を図っていきたいと考えている。

3. 小・中学校等（通級・特別支援学級）担当の業務内容と具体的な取組の状況

小・中学校等（通級・特別支援学級）担当は、特に、全国特別支援学級設置学校長協会（以下「全特協」）との連携を積極的に進めており、全特協が行う調査の分析等への協力を行っている。

全特協は、特別支援学級設置学校長や特別支援学級担任への情報提供を行うとともに、毎年度調査活動を実施している。調査活動は、現在の制度における課題を明らかにするとともに、全特協として国への提言や全特協の在り方、施策等を検討していくための根拠とするものである。平成25年度分は現在分析中であるため、特別支援学級担任の専門性に焦点を当てて実施した平成24年度分の概要について紹介する。

調査の結果、特別支援学級数や通級による指導の増加に伴い、特別支援教育の経験の浅い教員が増加している等、教員の専門性に関する課題が大きいことが分かった。一方、校長自身が特別支援学級や通級による指導、特別支援学校の経験がない場合が多く、校長は、特別支援学級への指導や助言に関しては苦慮する状況がうかがわれた。このような状況から、特別支援学級担任に対する研修の充実が求められていることが分かった。加えて、校内での研修体制が十分でないと感じている校長が多く、臨時的任用教員（常勤講師）等の増加等も相まって、研修の機会が十分ではないことに苦慮している現状が示された。各学校の特別支援学級の担任に必要な研修内容として、校外の研修であり実施されていない「保護者相談の在り方」等の需要も高いことが分かった。これらの知識・技能を高めていくには、系統的な研修プログラムの作成とともに校内での研修を充実させるような体制づくりを早急に構築していく必要があることが示された。

平成25年度は、全国的に交流及び共同学習が推進され、その教育課程上の位置付け、指導の目標等を明確にしていく必要があることから、特別支援学級の教育課程を編成する上での現状と課題について調査を行い、分析作業への協力を行っている。

4. 特別支援学校・教育センター等担当の業務内容と具体的な取組の状況

特別支援学校担当は、全国特別支援学校長会（以下「全特長」）との連携に努めている。本研究所と全特長との組織的な連携が円滑に進むように、本研究所の研究活動に関する調整を行うとともに、全特長事務局等の各組織との連絡・調整を担っている。全特長が行う調査研究についても連携・協力が進んでおり、平成25年度からは各特別支援学校に関する基本情報の共有が実現した。

同じセクションの教育センター等担当の業務では、特別支援教育に関連する研修や相談等において重要な役割を果たしている全国の都道府県、指定都市等の教育センター及び特別支援教育センターとの連携を深めることを任としている。このため、特に特別支援教育センターとの情報交換ならびに連携・協力を進め、教育センターの機能を充実させるための具体的な取組の在り方について検討している。

これらのうち、特別支援学校担当の取組については、以前からの取組として、全特長事務局会や総会、理事・評議員合同会議、基本問題検討委員会等へのオブザーバー参加の他、全特長からの本研究所の運営委員等としての協力やセミナーへのシンポジストとしての参加、全国特別支援学校文化連盟優秀作品の本研究所ホームページでの公開等が挙げられる。これらに加えて、これまで協力を行ってきた全特長が行う調査研究について、平成25年度からは基本情報に関する調査を全特長内で再編するとともに本研究所との合同調査と位置付けなおした。このことにより、前述のとおり情報共有が可能となり、各校の負担軽減と、収集したデータのより有効な活用がしやすくなった。

また、平成25年度は、創立50周年を迎えた全特長が発行した記念誌に本研究所理事長が祝辞を寄せるとともに、冊子として発行した「全特長ビジョン」に参考資料を提供する等の協力を行った。今後も組織的な連携が円滑に行われるよう、取り組んでいく予定である。

Ⅱ. 教育相談支援担当の業務

1. はじめに

教育相談支援担当の業務は教育相談支援企画・日本人学校担当，教育相談情報提供システム担当，教育相談連携・支援担当の3セクション体制となっている。ここでは，この3つの業務の概要を述べるとともに，教育相談情報提供システム担当の業務の一環として実施した国内相談実施機関の実態に関する調査の概要と結果について報告する。

2. 教育相談支援担当の業務内容

教育相談支援企画・日本人学校担当は，発生頻度の低い障害等の対応が困難な個別の教育相談や国外に在住する日本人学校等の保護者や教員を対象とした教育相談への対応を行っている。

教育相談情報提供システム担当は，教育相談実施機関における資質の向上を支援することを目的に開設された教育相談に関わるデータベースである「教育相談情報提供システム」の運営と維持管理を行っている。

また，教育相談連携・支援担当は，障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションの受理や連絡調整等を行っている。

これらの担当は所内における教育相談に係る調整等を行ったり，外部からの教育相談等のニーズに応えることにより，障害のある子どもたちの教育の充実に向けた活動に取り組んでいる。

3. 国内教育相談機関の実態に関する調査

1) 本調査について

上述したように教育相談情報提供システム担当の業務は，本システムの運営と維持管理である。その具体的な内容には，本システムに収められている教育相談に関する様々なコンテンツの更新が含まれている。

そのコンテンツの一つとして全国相談機関情報データベースがある。そして本システム利用者が教育相談機関について，地域，年齢，障害種別，相談内容から検索できるようになっている。

このデータベースは5年に一度，情報の更新をしている。本年度はその更新年度に当たっていることから，全国教育相談機関に向けて「国内教育相談機関の実態に関する調査」を行った。

2) 調査方法・内容

調査用紙は，都道府県市町村等の教育研究所や教育センターの連合体である全国教育研究所連盟に加入している機関のうち，国立教育政策研究所を除いた195機関に送付した。

回答は134件あり，回収率は69%となった（平成25年12月11日現在）。

回答が寄せられた134機関のうち，17機関は教育相談を行っていないとの結果であった。

調査用紙は平成25年10月24日に郵送による送付を行い，11月8日までに郵送あるいはFaxによる返送を依頼した。

調査内容は，Ⅰ．基本情報，Ⅱ．相談対象 Ⅲ．相談形態，Ⅳ．相談内容についてであった。

3) 調査結果

①相談対象年齢

相談対象年齢として，「0歳～3歳未満」，「3歳～5歳」，「6歳～12歳（小学校年齢）」，「13歳～15歳（中学校年齢）」，「16歳～18歳（高等学校年齢段階）」，「19歳以上」を複数回答可としてたずねている。

6歳～12歳の小学校段階と，13歳～15歳の中学校段階を対象として相談を行っている機関が80%を超えている。また，19歳以上を対象とした機関も少ないながら9.4%ある。

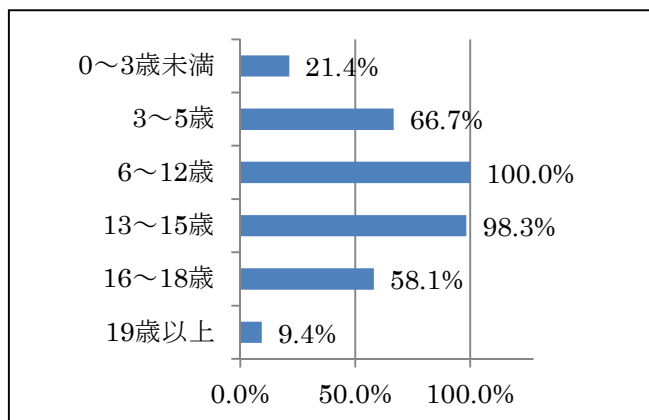


図1 相談対象の年齢の割合 (n=117)

②対象とする障害種

対象とする障害種については、「視覚障害」、「聴覚障害」、「言語障害」、「知的障害」、「情緒障害」、「発達障害(自閉症, 学習障害, 注意欠陥/多動性障害)」, 「肢体不自由」、「病虚弱」、「重複障害」、「その他」を複数回答可としてたずねている。

発達障害が最も多い割合で選択されており, 順に情緒障害, 知的障害, 言語障害と続いている。聴覚障害や視覚障害についても半数の機関で教育相談対象としていることが分かった。図2として対象とする障害種それぞれの実施割合を示す。

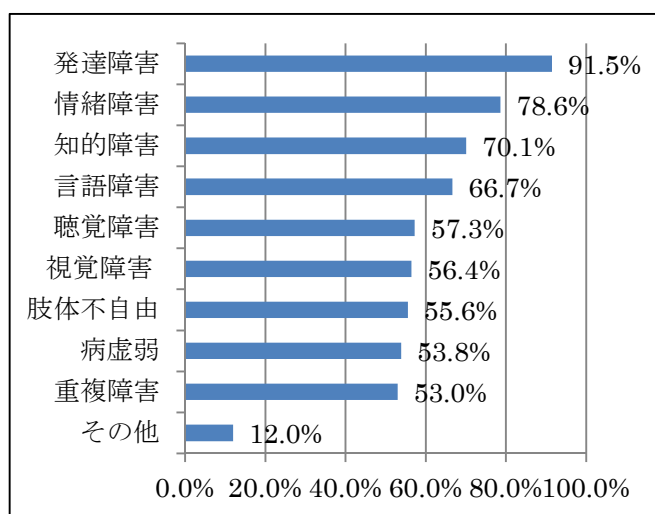


図2 対象とする障害種それぞれの実施割合 (n=117)

③相談対象者

教育相談の対象者について, 「保護者」, 「子ども(本人)」, 「教職員等」, 「その他」を複数回答可としてたずねている。

図3に示したように, 保護者, 子ども(本人), 教職員等がそれぞれ80%を超えているが, 子どもを対象としない機関が2機関あった。

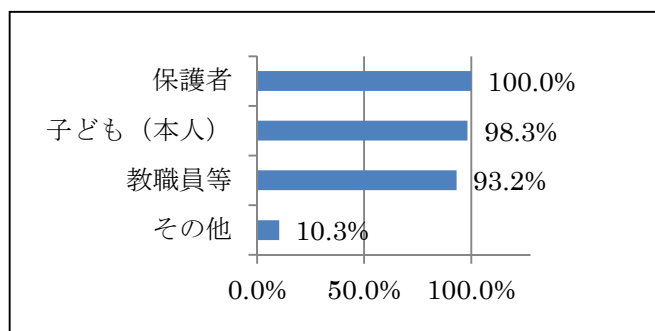


図3 教育相談の対象者の割合 (n=117)

④教育相談の方法

教育相談の方法について, 「来所」, 「要請による訪問」, 「巡回による訪問」, 「電話」, 「手紙」, 「FAX」, 「Eメール」, 「その他」を複数回答可としてたずねている。

図4に示したように全ての教育相談実施機関で来所相談を行っており, 次いで電話による相談の実施が高い。また, 要請による訪問も半数以上の機関で行っていることが分かる。

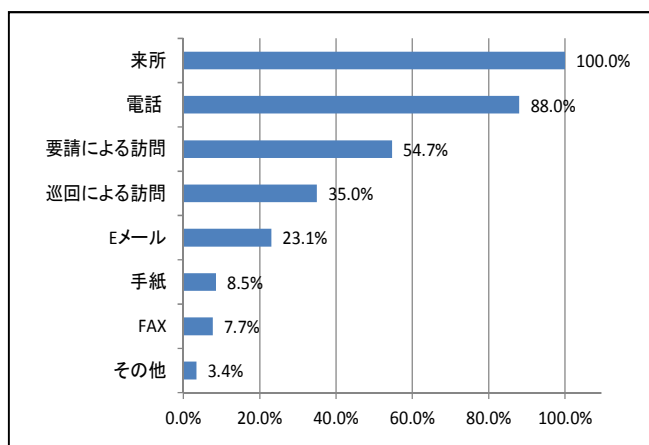


図4 相談の方法のそれぞれの割合 (n=117)

⑤教育相談期間について

教育相談期間を決めて相談を行っているのかについてたずねている。

教育相談期間の有無については, 9.5%が有ると答えている。教育相談期間を決めているとする回答では, 「1年ごとに更新する」や, 「高校在籍期間まで」, 「回数を限定している」という回答があった。図5として教育相談期間の有無を示す。

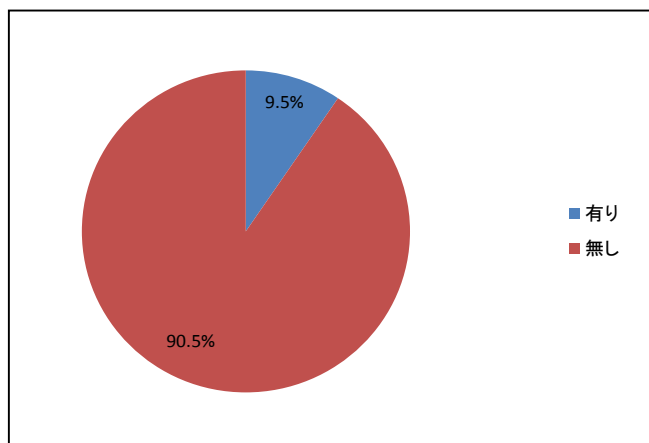


図5 教育相談期間の有無 (n=116)

⑥相談内容について

相談できる内容について、「診断、検査、アセスメント」、「就学に関する相談」、「専門的な訓練（PT、OT、ST等）」、「カウンセリング等の心理的なケア」、「子どもの療育、グループ指導」、「保護者に対する助言、指導」、「幼稚園・保育所、学校等へのコンサルテーション」、「地域リソースの紹介」、「教材・教具等の情報提供」、「その他」を複数回答可としてたずねている。

保護者に対する助言、指導は9割以上の機関で行われており、次いで就学に関する相談、幼稚園・保育所、学校等へのコンサルテーション、カウンセリング等の心理的なケア、地域リソースの紹介を行っている機関が多いという結果となった。図6として相談できる内容を示す。

Ⅲ. おわりに

上述したように、教育支援部の業務は幼・小・中・高等学校等への直接的、間接的な支援に関わっている。また、教育支援部単独では効果的な成果を上げることは難しい内容が多い。

このことを踏まえると、今後はより一層関係諸機関との連携を密に保ちながら、障害のある子どもの教育に携わる教職員や障害のある子どもを持つ保護者の方々を支援するために職責を全うしなければならないと考えている。

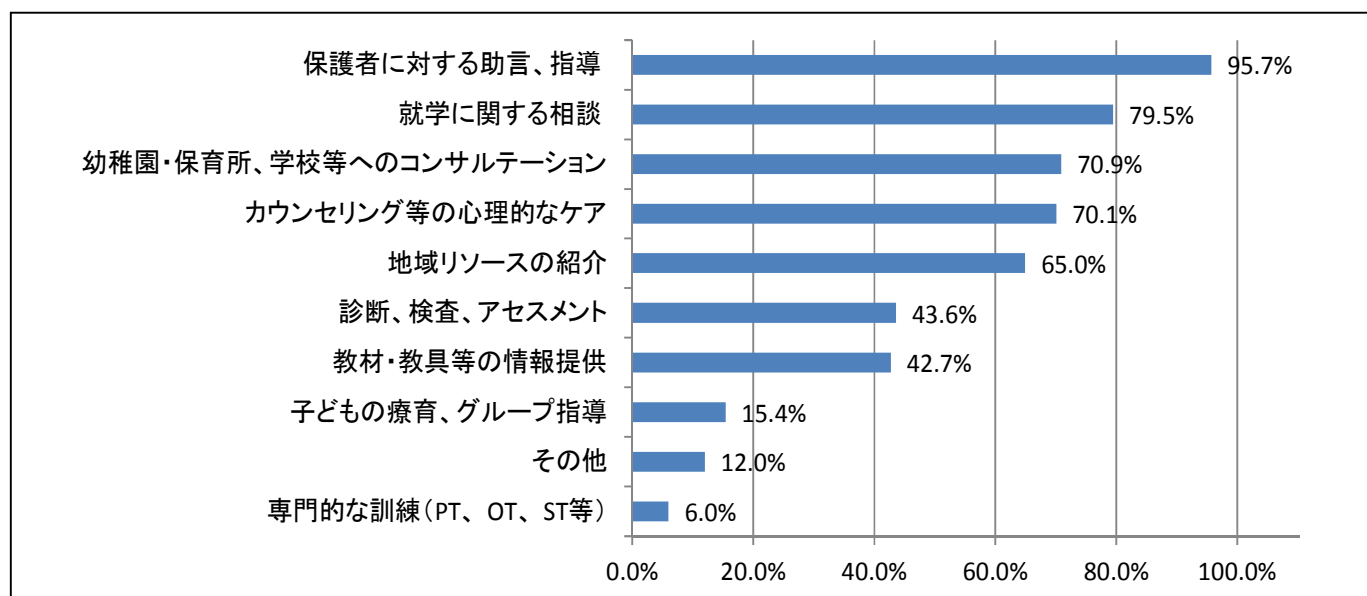


図6 相談できる内容 (n=116)